

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 111 号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

第 1 条 期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第15条の 3 第 1 号中「支給する時期ごとに」を「6 月に支給する場合においては」に改め、「まで）」の次に「、12月に支給する場合においては 1,000 分の 925 から 1,000 分の 1,110 まで（特定管理職員にあっては、100 分の 109 から 100 分の 142 まで）」を加え、同条第 2 号中「支給する時期ごとに」を「6 月に支給する場合においては」に改め、「まで）」の次に「、12月に支給する場合においては10,000分の 4,425 から10,000分の 5,275 まで（特定管理職員にあっては、10,000分の 5,225 から10,000分の 6,825 まで）」を加える。

第 2 条 期末手当及び勤勉手当規則の一部を次のように改正する。

第15条の 3 第 1 号中「6 月に支給する場合においては 1,000 分の 875 から 1,000 分の 1,060 まで」を「支給する時期ごとに 1,000 分の 900 から 1,000

分の 1,085 まで」に、「100 分の 104 から 100 分の 137 まで」、12月に支給する場合においては 1,000 分の 925 から 1,000 分の 1,110 まで（特定管理職員にあっては、100 分の 109 から 100 分の 142 まで）」を「1,000 分の 1,065 から 1,000 分の 1,395 まで）」に改め、同条第 2 号中「6 月に支給する場合においては 10,000 分の 4,175 から 10,000 分の 5,025 まで」を「支給する時期ごとに 1,000 分の 430 から 1,000 分の 515 まで」に、「10,000 分の 4,975 から 10,000 分の 6,575 まで」、12月に支給する場合においては 10,000 分の 4,425 から 10,000 分の 5,275 まで（特定管理職員にあっては、10,000 分の 5,225 から 10,000 分の 6,825 まで）」を「100 分の 51 から 100 分の 67 まで）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則（以下「改正後規則」という。）及び附則第 4 項の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（令和 6 年名古屋市規則第 28 号）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 適用日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則第 3 項又は第 4 項の規定により採用された職員（職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号）第 20 条第 3 項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後規則第 15 条の 3 第 2 号の規定の適用については、なお従前の例による。

（期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 4 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「改正後規則」を「期末手当及び勤勉手当規則」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と」、「1,000 分の 925 から

1,000 分の 1,110 」 とあるのは「10,000 分の 5,075 から 10,000 分の 5,625 」
とする」に改める。